

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月12日(月) 午前8時57分から9時56分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員(10名)

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第36号 非農地等証明に係る意見について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第18号 農地法第3条の規定による許可書の訂正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、12月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の福原義明委員と7番の工藤浩司委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第33号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、使用貸借権設定が1件です。

【議案第33号、所有権移転の整理番号15～17、使用貸借権設定の整理番号1について説明】

3ページの所有権移転の整理番号15については、垂柳地区中心部に位置し、譲受人の自宅の東側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、譲受人へ相談し、売買することとなったものであります。

整理番号16については、大袋地区から東北東約650mに位置する農地であります。

親から子への贈与であります。

4ページの整理番号17については、大根子地区の(有)ケイエス青果から北東約90mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を所有する譲受人に相談し、売買することとなったものであります。

5ページの使用貸借権設定の整理番号1については、役場から東側約490mと役場から南西約360mと500mに位置する農地であります。

貸人自らの耕作が困難であるため、あっせんの申出によりマッチングを行った農地であります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第33号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第33号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第34号に入る前に、農業委員会に関する法律第34条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員と推進委員の工藤秀範委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員 退席9:08)

議案第34号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が9件です。

【議案第34号、所有権移転の整理番号37～39、賃貸借権設定の整理番号56～64について説明】

7ページの所有権移転の整理番号37については、大袋地区から東側約420mに位置する農地であります。

体調不良により、譲渡人自らの耕作が困難となったことから、近い場所を耕作する譲受人へ相談し、売買することとなったものであります。

整理番号38については、境森地区から西側約840mに位置する農地であります。

これまでも、譲受人が賃貸借権設定により耕作していた場所ではありますが、今後も、譲渡人自らの耕作が困難であることから、譲渡人の申出により売買することとなったものであります。

整理番号39については、役場から東側約650mに位置する農地であります。

譲渡人のあっせん申出により、マッチングを行い、売買することとなったものであります。

8 ページの賃貸借権設定の整理番号 56 については、土矢倉集会所から北西約 90 m と南東約 70 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

9 ページの整理番号 57 については、土矢倉地区から北側約 530 m に位置する農地と外 12 筆であります。

期間満了による再設定であります。

10 ページの整理番号 58 については、境森地区から北西約 660 m に位置する農地と外 4 筆であります。

期間満了による再設定であります。

11 ページの整理番号 59 については、境森地区から西北西約 780 m に位置する農地と外 6 筆であります。

中間管理事業による設定であります。

整理番号 60 については、高樋地区コンビニエンスストアから東側約 110 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

12 ページの整理番号 61 については、十二川原地区から北東約 480 m に位置する農地と外 10 筆であります。

中間管理事業による設定であります。

整理番号 62 については、(株) 小野商事から南東約 250 m と 370 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

13 ページの整理番号 63 については、(株) 小野商事から南東約 290 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

整理番号 64 については、高樋地区コンビニエンスストアから東側約 80 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 34 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第34号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、工藤秀範委員 着席9：14)

次に、議案第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第35号について、説明いたします。
今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

【議案第35号について説明】

申請人は、垂柳地区の小野宏司さんです。

申請地は、垂柳地区の南側に隣接する農地であります。

用途は、農業用倉庫の建築であります。

以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を9番の白戸陽平委員よりお願いします。

事前審査委員（9番 白戸陽平委員）

事前審査の結果を報告します。

12月1日（木）に、福原義明委員、田澤隆委員、事務局（佐藤）と私の4名で現地審査を行いました。

申請人は、小野宏司さん、住所は、・・・（中略）・・・所見としましては、日照については、東側の農地（ハウス）に影響があると思われるため、隣接する農地の所有者の同意が必要であると判断し、排水、悪臭、騒音等は特に問題ないと判断しました。

その他、農業用倉庫の位置が東側（ハウス）の農地に近いため、日照以外にも雨水、雪等の影響があると思われるため、同意や検討が必要と見てまいりました。

以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、垂柳地区の南側に隣接する農地であります。
農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域にあることから、「第1種農地」に該当すると判断します。

許可基準については、第1種農地の転用は、原則、許可することができない事になっていますが、例外的に許可することができるものとして、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とあり、今回の申請が、これに該当すると思われ、許可の見込みがあると判断します。

なお、日照、雨水、雪等の影響については、現地確認後に隣接する農地の所有者から同意を得ており、同意書が提出されております。

また、設置計画については、当初の計画を変更し、建物から東側の農地まで2.5m離し、設置することとし、屋根についても、西側の道路側に勾配を取ることであります。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第35号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第35号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、議案第36号、非農地等証明に係る意見についてを議題といたします。

田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領の規定により、別紙のとおり非農地等証明願の提出があったので、意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今回の非農地等証明願の願出人は、青森市の工藤隆一さんです。
土地の場所は、堂野前会館から南西約240mに位置し、北側の県道黒石・藤崎線と南側の浅瀬石川に挟まれた土地であります。

面積は、5筆で4,506㎡であります。
以上です。

会 長 次に、現地調査の結果報告を9番の白戸陽平委員からお願いします。

現地調査委員（9番 白戸陽平委員）

12月1日（木）に福原義明委員、田澤隆委員、事務局（佐藤）と私
と4名で行ってまいりました。

願出人（申請者）は、工藤隆一、住所・・・（中略）・・・、調査結果
としましては、・・・（中略）・・・農業上の利用の増進を図ることが見込
まれない農地であると判断しました。

以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。
議案第36号について、ご意見、質問等ありませんか。

委 員（2番 菊地卓朗委員）

16年前の競売目的での取得は、事務局でどのように確認したか。

事務局（佐藤）

当時の競売に係る適格証明の手続きで確認しました。

会 長 暫時、休憩いたします。

（休憩）

休憩を解き、会議を再開します。

他に、ありませんか。

無ければ、この案件については、非農地と判断しますが、よろしいで
しょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 無いようですので、議案第36号については、非農地と判断するこ
とに決定いたします。

次に、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意によ
る解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第17号について説明いたします。

【報告第17号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第17号を終わります。

次に、報告第18号、農地法第3条の規定による許可書の訂正について、別紙のとおり許可書の訂正願を受理したので、報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 23ページをお開きください。

この案件は、先月の11月総会において決定したものでありますが、許可後、申請人が青森地方法務局において所有権移転登記をする際に、売買から贈与に変更したい旨の申出があり、許可書の訂正を行ったものであります。

なお、訂正の判断については、売買から贈与に変更しても、総会の議決に影響が無いものと判断したことから、事務局と会長が協議し、訂正を行ったものであります。

報告第18号については、以上です。

会長 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年12月12日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

福 原 義 明 

委 員

工 藤 浩 司 